長泉町シニアクラブ連合会役員費用弁償支給規程

第1条(目的)

この規程は、長泉町シニアクラブ連合会の役員に対する費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (適用)

この規程を適用する役員は、会長、副会長、友愛部副部長、常任理事、友愛部役員とする。

第3条(費用弁償の額)

第2条の役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

2 費用弁償の額は、次の表のとおりとする。

役 職 名	年額
会 長	25,000円
副会長 (総務・友愛・健康・会計・プラスワン)	20,000円
友愛部副部長	15,000円
常任理事	3,000円
友愛部役員	2,000円

第4条(諸会議等の出席費用)

国・県等関連団体の諸会議等に出席する職務のために特別の経費を必要とする場合には、 その実費費用を支給することができるものとする。ただし、国・県等関連団体から諸会議等 に出席するための実費費用が支給される場合は支給しない。

第5条(費用弁償等の支払)

この規程に基づく費用弁償等は、現金で支払うものとする。ただし、申出があったときは 費用弁償等の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

第6条(費用弁償等の減額)

費用弁償等の額は、職務の執行状況により全部又は一部につき減額することができる。

第7条(委任)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

附則

- この規程は、平成27年4月27日から施行する。
- この規程は、令和2年2月3日から施行する。